第3次しばた男女共同参画プランに基づく平成27年度事業計画書

目標 I 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進

施策の方向1 仕事と生活の両立

施策の大綱(1)安心して子育て・介護ができる環境づくり

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	保育所等についての情	女性も男性も働きながら子育て	子育て情報の充実	保育所入所については、町ホームページ、子育て支援ガイド	子ども家庭課
	報提供の充実	ができるよう、保育所等の入所		ブックなどにより、常時お知らせしています。また、一斉募	
		についてなど、情報提供に努め		集の受け付け時期については、町お知らせ版に2回と町ホー	
		ます。		ムページに掲載しました。	
2	保育サービスの充実 ・乳幼児保育の充実	働く親の就労形態や就労時間の	乳幼児保育の充実	保育体制・環境の改善に努めます。	子ども家庭課
	・延長保育の拡充	多様化に対応した保育の充実を	オトルオのナウ	月曜日から金曜日の午後6時から午後7時まで延長保育を実施	
	・緊急一時保育の検討	図ります。	延長保育の充実	します。	
	・障害児保育の拡充 ・病児・病後児保育			継続的な短時間勤務や短時間労働など勤務形態の多様化に伴	
	の検討			う特定保育と、疾病や保護者のリフレッシュ等による一時保育を、	
			ゆとりの育児支援事業	船岡・西船迫保育所で行います。また、槻木保育所のゆとり保育	
				室が完成したことから本年度から槻木保育所においてもゆとり保	
				育を実施します。	
				むつみ学園において、障がいを持つ又は発達に不安があるこ	
				どもに対し、日常生活の指導などの支援事業を行います。	
			障害児保育の充実	また、保育所でも「気になる子」の預かりを実施します。	
				なお、保育所・むつみ学園とも定期的に臨床心理士による相	
				談・指導を行い、保護者の負担軽減を図ります。	
			病児・病後児保育の検	子ども・子育て支援事業計画により、病児・病後児保育の実施に	
			討	ついて調査を行います。	

3	学童保育事業の充実	放課後児童対策事業の充実を図	放課後児童対策事業	子どもの居場所として、船迫こどもセンターを中心として 4 か所の	子ども家庭課
		ります。		児童館を実施します。また、町内5小学校区において、放課後児	
				童クラブを運営し、保護者が留守となる家庭の児童へ遊びや学	
				習の場を提供し、健全育成を図ります。	
4	子育て支援センターの	子育ての相談や子育て中の親た	子育て支援センター	子育て家庭への育児相談や支援、子育てサークルへの情報提供	子ども家庭課
	充実 	ちのネットワーク活動を支援し	事業	及び事業支援、また、移動なかよし広場の開催により育児支援、	
		ます。		町保育所や児童館の子ども達との交流等を行います。	
5	介護サービスの充実	訪問介護、通所介護、短期入所	介護保険事業	介護保険制度に関する説明会の開催やパンフレットの配布、	福祉課
		生活介護等、在宅介護のサービ		また、総合的な介護サービスの提供等を行います。	社会福祉協議
		スの充実を図り、介護者の負担			会との連携
		軽減を図ります。			

施策の大綱(2)ひとり親家庭に対する支援の充実

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	ひとり親家庭の経済支	ひとり親家庭の経済的負担を軽	母子•父子家庭医療費	ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図るため、母子・	子ども家庭課
	援	減するため、医療費の助成及び	助成	 父子家庭、父母のいない児童を対象として医療費を助成しま	
		児童扶養手当の支給等を行い支		す。	
		援します。	児童扶養手当の支給	母子父子家庭等の生活の安定と自立の促進するため、18歳	
				未満の子どもを監護している母・父、又は養育者に手当を支	
				給します。	
2	相談体制の充実	民生委員・児童委員等による生	ひとり親家庭の相	民生委員・児童委員との連携により、ひとり親家庭の把	福祉課
		活相談を充実させ、ひとり親家	談・支援事業	 握、相談、支援事業を行います。	社会福祉協議
		庭の支援を行います。			会との連携
				家庭児童相談員や民生委員・児童委員との連携により、	子ども家庭課
				相談、支援を行います。	

施策の大綱(3)高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境づくり

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	高齢者世帯の支援	民生委員等の活動を通じて支援	民生委員·児童委員等	民生委員等による要支援者の把握や救急安心カード配布事	福祉課
		を必要とする世帯を把握し、利	による相談事業	業など各種サービスの利用促進、各種支援事業の情報の提供	社会福祉協議
		用可能な各種サービスの周知や		を行います。	会との連携
		相談による支援を行います。			
2	高齢者の健康支援	高齢者が自立した健康な生活を	各種検診、	・各種がん検診、結核・肺がん検診、基本健康診査、特定健	健康推進課
		営めるよう健康診査の受診、医	健診事後指導、	康診査、後期高齢者健康診査、食事相談等を実施します。	
		療費等の助成を行います。	食事相談、健康相談	・高齢者肺炎球菌ワクチン、インフルエンザワクチン予防接	
			健康教育、予防接種	種(委託医療機関)を行います。	
3	高齢者サークル活動等	男女問わず高齢者が生きがいを	高齢者教室	①槻木生涯学習センター	生涯学習課
	の支援	もって生活できるよう、地域活		・豊齢者教室	
		動やスポーツ・レクリエーショ		・初歩のシルバーダンス教室	
		ン活動等の促進に努めます。		・お茶のまねぇすか(改善センター)	
				②船岡生涯学習センター	
				・いきいき教室	
				③船迫生涯学習センター	
				・豊齢者教室	
			高齢者サークル活動	高齢者が他者との交流を通し、生きがいを持った生活を送れ	福祉課
			支援事業	るよう、活動の場の提供や送迎を実施します。	社会福祉協議
					会との連携
4	障害福祉サービスの充	障害のある方がその障害を補い	障害者相談事業	県南生活サポートセンター「アサンテ」等による各種サービ	福祉課
	実	つつ、自立した日常生活が送れ		スの情報提供や一般相談、苦情相談などを実施します。また、	
		るよう支援や相談体制の充実を		基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談について	
		図ります。		実施します。	

施策の方向2 仕事と地域・家庭生活のバランスの確保

施策の大綱(1)家庭生活における男女共同参画の推進

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	「仕事と生活の調和」	「仕事と生活の調和」の普及・	ワーク・ライフ・バラ	仕事と生活のバランスを保つ優良事例などの情報収集を行	まちづくり政
	(ワーク・ライフ・バラ	啓発に取り組みます。	ンスの啓発	い、ホームページなどを活用し、広く周知します。	策課
	ンス) の普及・啓発			また、連続休暇取得を促す「プラスワン休暇」キャンペーン	
				についてもポスター掲示などで周知します。	
2	家庭教育講座の開催	家庭教育に関する学習機会を提	子育て・親育ち講座	家庭における基本的な躾の重要性、親としての責任の自覚等	生涯学習課
		供します。		について、小学校の保護者が集まる機会を利用し、子育て・	
				親育ち講座を開催する。	
3	男性の家庭参画を促す	開催場所、時間等にも配慮した	男性向け講座	父親の積極的な子育て参加を促し、遊び体験や他の父親と交	生涯学習課
	講座等の充実	家事・育児・介護などの講座等		流を深めながら子育てについて楽しく学ぶ講座を開催する。	
		を開催し、男女共同参画を促進			
		します。			

施策の大綱(2)地域における男女共同参画の促進

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	男性の地域参画支援	定年等により退職した男性につ	地域デビュー事業	定年退職する人々が、スムーズに地域活動へ参加するための	生涯学習課
		いて地域活動等に参画できるよ		きっかけづくりと、様々な活動を通して生きがいを見つけ、	
		う支援します。		「元気で地域に根差した生活」を送っていただくために、講	
				座、研修等を開催する。	
2	各講座等開催時におけ	子育て中の親が各種講座に参加	託児ボランティアの	講座や講演会などを開催する際は、子育て中の親も安心して	全課
	る託児の実施	できるよう事業実施の際には、	活用	参加できるよう、ボランティアを活用して託児の場の設置に	社会福祉協議
		託児の実施に努めます。		努めます。	会との連携
3	ボランティア活動への	年齢・性別を問わず、ボランテ	各種ボランティア養	育メン・育ジイ ボランティア講座として、安心して子育て	福祉課
	支援	ィア活動への参加を推進しま	成講座事業	ができる環境づくりを推進するための担い手としての男性	社会福祉協議
		す。		ボランティアを養成します。	会との連携
				開催日時:6月22日、29日、7月13日、24日、	

				27日の全5回	
				開催場所:柴田町地域福祉センター	
4	コミュニティ活動への	町内会活動などをはじめ、さま	コミュニティ組織の	行政区における町内会活動等に女性の参画推進を図ってい	総務課
	参画促進	ざまな地域活動に男女の参画を	育成	きます。	
		促進します。	地域づくり支援事業	小学校区を1地区として活動を行っている、町内の地域づく	生涯学習課
				り推進協議会4団体の事業運営に対し、支援を行う。	

施策の方向3 すべての人がいきいきと生活できるための健康づくり

施策の大綱(1)性と生殖に関する健康と権利に関する意識の浸透

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	性と生殖に関する健康	身体的性差を理解し、性と生殖	国保保健事業	・柴田高校で1学年生徒を対象に「性教育及び感染症」をテ	健康推進課
	と権利の知識の普及	に関する正しい知識の普及と意	思春期保健事業	ーマとして実施している講話の講師について斡旋を行いま	
		識の啓発に努めます。		す (宮城県産婦人科医会)。	
				・中学3年生を対象に家庭科授業の中で保育体験及び妊娠疑	
				似体験学習を行います。	
				教育課程の中で学齢に応じて、正しい知識を学習していきま	教育総務課
				す。	
2	健康診査に対する情報	健康診査の内容の充実と受けや	各種健康診査、	各種がん検診、結核・肺がん検診、基本健康診査、青年期健	健康推進課
	提供及び健康診査の事 業の充実	すい健康診査の日時や曜日の設	健康相談	康診査、特定健康診査、後期高齢者健康診査、骨粗しょう症	
	米の元天	定などに配慮し、実施します。		健診、食事相談等を実施します。また、土曜日・日曜日や平	
				日夜間にも健康診査を実施し、結核・肺がん検診については	
				女性の日を設けるなど、女性に配慮した健康診査を進めま	
				す。	

施策の大綱(2)母子保健の充実

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	妊娠・出産・育児に関す	母子健康手帳の交付、家庭訪問	母子健康手帳交付	・妊娠した方に母子健康手帳の交付を週1回定例で交付しま	健康推進課
	る正しい知識の普及	等において、正しい知識の普及	妊婦学級(ハロー☆べ	す。定例の交付日に来所できない方へは随時に交付します。	
		に努めます。	イビーズの会)	・妊婦及び妊婦の家族を対象にセミナーを開催します。	
			産婦・新生児訪問	・産婦・新生児の家庭を保健師または助産師が訪問し、保健	
				指導を行います。	
2	母子の健康支援	妊産婦への保健指導、乳幼児健	妊婦健康診査	・妊婦一般健康診査(委託医療機関、全14回)及び妊婦歯	健康推進課
		康診査等の充実を図り母子の健	乳児及び幼児健康診	科健診(委託医療機関、全1回)を行います。	
		康増進に努めます。	查、予防接種	・2か月児健診・8~9か月健診(委託医療機関)を行いま	
				す。	
				・4か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳	
				6か月児健診を各月1回実施します。	
				・予防接種(BCG、4種混合、3種混合、不活化ポリオ、	
				ジフテリア・破傷風、麻しん風しん、水痘、日本脳炎、子宮	
				頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン)を行います。	
3	子ども医療費の助成	子育て家庭における経済的負担	子ども医療費助成	0歳から中学生までの子どもの通院と入院(入院時の食事療	子ども家庭課
		の軽減を図り、保健の向上に努		養費は除く)に係る医療費を無料とし、子育て家庭の経済的	
		めます。		負担の軽減を図ります。(一定の所得制限あり)	
4	相談事業の充実	相談体制の充実を図り、妊娠・	1歳お誕生相談、乳幼	お誕生相談、乳幼児相談を各月1回実施します。また、必要	健康推進課
		出産・子育て等の不安軽減及び	児相談	に応じ、訪問指導や面接指導を行います。	
		不安解消に努めます。	訪問指導、面接指導		

施策の大綱(3)生涯を通じた心身の健康づくり

1	No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
	1	各種健康診査の実施	生涯にわたり年代に応じた各種	各種健康診査	各種がん検診、結核・肺がん検診、基本健康診査、青年期健	健康推進課
			の健康診査を実施し、健康管理	健康相談	康診査、特定健康診査、後期高齢者健康診査、骨粗しょう症	

		の促進に努めます。		健診、食事相談等を実施します。	
2	健康教室の開催	疾病予防や健康づくりについて	生活習慣病予防運動	仙台大学と連携し、運動教室を開催します。(全6回)	健康推進課
		健康教室を開催し、情報提供や	教室		
		知識の普及啓発に取り組みま	食生活改善推進員の	食を通じた健康づくり活動を推進する地区住民のリーダー	
		す。	育成研修	育成のための研修を行います。 (全10回)	
			各地区の健康教室	各地区の要望により実施します。	
			介護予防事業	要介護状態となることを予防することを通じて、一人ひとり	福祉課
				の生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で	
				生きがいのある生活を送れるよう、平成27年度は槻木地区	
				の対象となる方に運動や口腔教室を実施します。	
3	健康相談の充実	心身の健康相談体制の充実を図	こころの健康相談	精神保健指導医による相談を月1回行います。	健康推進課
		ります。		保健師による相談を随時行います。	

目標 II 雇用の場における男女共同参画の推進

施策の方向1 雇用の場での男女の均等な機会と待遇の確保

施策の大綱(1)職場環境づくりの普及・啓発

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	関係機関と連携した男	リーフレット等の窓口への備え	男女雇用機会均等法		商工観光課
	女雇用機会均等法等の	付けなど、関係機関と連携し、	等普及啓発事業		
	普及・啓発	普及・啓発を図ります。			
2	パートタイム労働法・労	リーフレット等の窓口への備え	パートタイム労働		商工観光課
	働者派遣法の周知	付けなど、関係機関と連携し、	法・労働者派遣法の周		
		普及・啓発を図ります。	知		
3	セクシュアル・ハラスメ	関係機関と連携し、セクシュア	セクシュアル・ハラス		商工観光課
	ントの防止対策の周知	ル・ハラスメント防止のための	メント防止対策の周		
		情報提供に努めます。	知		

施策の大綱(2)育児・介護休業を取りやすい職場環境の整備

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	育児・介護休業制度の普 及・啓発	関係機関と連携し、育児・介護 休業制度の普及・啓発に努めま す。			商工観光課

施策の大綱(3)自営業や農林業等における女性の就業環境の改善

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	自営業等における男女	家族経営を基本としている商店	自営業等における男		商工観光課
	の経営参画の啓発	等の自営業において、男女が対	女共同経営参加の推		
		等に経営参画するための意識啓	進		
		発に取り組みます。			
2	農産物等の生産や加工、	農産物等の生産や加工、販売な	女性地場産振興会の	地産地消を推進することを目的に、産直活動や町主催行事等	農政課
	販売などを行う女性グ ループの育成・支援	どを行う女性グループの育成や	支援	に参加協力します。	
		支援を行い、農業経営者として		安心な地場産品を消費者に提供できるよう野菜等の生産に	
		の育成を図ります。		取り組みます。また、町の特産品ぜいたく味噌や柚子を使っ	
				た加工技術の高度化に取り組む研修会を開催します。	

施策の方向2 多様な働き方への支援

施策の大綱(1)多様な働き方への情報の提供・相談体制の充実

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	多様な働き方への情報	就業者や町民へ向け、広報や町	ホームページ等を活	男性の育児休業取得の事例や働きやすい就労時間の設定に	まちづくり政
	提供	ホームページに男女雇用機会均	用した就業に関する	取り組んでいる企業などの情報を収集し、ホームページなど	策課
		等法、労働基準法、育児・介護	制度の周知	を活用して広く周知に取り組みます。	
		休業法、次世代育成支援対策推			
		進法等の周知を図ります。			

2	労働時間の短縮等就業	関係機関と連携し、多様な働き	労働法の周知と啓発		商工観光課
	条件の普及・啓発	方が可能な労働時間の短縮等就			
		業条件の普及・啓発に努めます。			
3	職場の問題、健康上の問	労働相談及び健康相談を実施す	労働諸問題等に対応		商工観光課
	題等に対応できる相談 体制の充実	る関係機関の相談窓口を、紹	できる相談窓口の情		
	[中間*27月入	介・斡旋するとともに情報提供	報提供の充実		
		に努めます。	健康相談窓口の情報	相談を受けた際は、内容に応じて保健所等の専門窓口を紹介	健康推進課
			提供の充実	します。	

目標皿 あらゆる暴力の根絶

施策の方向 1 暴力の根絶と早期発見

施策の大綱(1)家庭内暴力・性犯罪の根絶に向けた取組の推進

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	DV相談窓口の周知、相	ドメスティック・バイオレンス	「女性に対する暴力	お知らせ版や町ホームページに「女性に対する暴力をなくす	子ども家庭課
	談体制の充実	の防止、早期発見のため、相談	をなくす運動」の周知	運動」の記事を掲載し、周知を行います。	
		窓口の周知及び相談体制の充実	DV の啓発と防止の	町ホームページに DV 防止についての内容、相談通告先を掲	
		に努めます。	推進	載して啓発に努めます。	
			各種健診及び相談	健診や相談事業で要支援の方がいた場合、関係各課に情報提	健康推進課
				供を行います。	
			町民相談事業	毎週水曜日に人権擁護委員による人権相談を行い、女性が抱	町民環境課
				える離婚やDV等の相談に応じ、関係機関と連携を図ります。	
			民生委員·児童委員等	生委員・児童委員と連携して、随時相談活動を行い、DV の	福祉課
			による相談事業	早期発見のため、相談体制の充実を図ります。	
2	DV防止法の普及啓発	「ドメスティック・バイオレン	ホームページ等を活	DV被害者には、自分がDVを受けているという認識が薄い	まちづくり政
		ス防止法」の普及啓発に努めま	用した啓発	ということもあるため、ホームページにDVチェックシート	策課

		す。		をアップロードし、啓発を図ります。	
				また、近年では男性のDV被害や若者間で起こるデートDV	
				など、DV被害が多様化していることについても、紹介し周	
				知を図ります。	
3	DVに対する支援体制	関係機関との連携強化を図りま	DV 相談・支援事業	お知らせ版、町ホームページに相談機関等を掲載し、関係	子ども家庭課
	の充実	す。(警察署・保健福祉事務所等)		機関と連携します。	
			住民基本台帳法にお	被害者から住民基本台帳事務における支援措置申出をうけ、	町民環境課
			ける支援措置	住民票の写しや戸籍の附票の写しの交付制限を行います。	
4	人権の尊重	あらゆる暴力を根絶するため人	「人権教室」の開催	町内の小・中学校に出向いて、人権擁護委員による「人権教	町民環境課
		権を尊重する意識の普及・啓発	及び高齢者への人権	室」を開催します。また、高齢者通所施設で人権に関する講	
		に努めます。	啓発活動	話等を実施し人権擁護の啓発に努めます。	
5	セクシュアル・ハラスメ	セクシュアル・ハラスメントの	ホームページ等を活	セクシュアル・ハラスメントをしない、させない、されない	まちづくり政
	ント防止のための情報 提供	防止対策のための情報提供に努	用した啓発	ための対策について、情報収集と提供を行います。	策課
	1定民	めます。		また、マタハラやパワハラ、モラハラといった他のハラスメ	
				ント事例についても、同様に周知を図ります。	
6	性犯罪防止のための環	防犯灯等の整備を計画的に推進	防犯灯の整備	町が防犯灯整備を計画的に進めるとともに、地域(各行政区)	まちづくり政
	境づくりの促進	し、夜間、安心して通行できる		については、協議・アドバイスしながら整備費の助成を行い、	策課
		環境づくりに努めます。		防犯灯整備を支援します。また、行政区や電気事業者等と連	
				携し、防犯灯の修繕を効果的に進めます。	
7	自主防犯活動の支援	自治会や小・中学校PTA等の	関係団体と連携した	柴田町防犯協会、関係団体、自主防犯組織、大河原警察署な	まちづくり政
		自主的な防犯パトロールや地域	各防犯活動の実施	どと連携し、犯罪防止の強化に努めます。また、防犯ボラン	策課
		など関係機関・団体間の連携強		ティア団体等を対象にした地域安全マップ作製指導者養成	
		化を図ります。		講座の実施、地域計画に基づいて各行政区で取り組む自主防	
				犯活動への支援など、地域の安全を守る活動を促進します。	
			スクールガード養成	通学路等で子どもたちを見守るスクールガードの資質向上	教育総務課
			講習会開催	のため、研修会を開催します。	
	J				

施策の大綱(2)児童や高齢者への虐待防止対策の推進

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	虐待の防止	児童虐待、要介護者虐待の防止	児童虐待の啓発と防	11月の児童虐待防止月間にあわせて、お知らせ版、町ホー	子ども家庭課
		について、意識の啓発を図りま	止の推進	ムページに記事を掲載し、啓発と防止に努めます。	
		す。	各種健診及び相談	健診や相談事業で要支援の方がいた場合、関係各課に情報提	健康推進課
				供を行います。	
			民生委員・児童委員・	民生委員・児童委員による情報収集や、地域包括支援センタ	福祉課
			地域包括支援センタ	ー、基幹相談支援センターによる相談業務により虐待の早期	
			ー、基幹相談支援セン	発見に努めます	
			ターによる相談事業		
2	育児相談の充実	育児に不安や悩みのある家庭に	各種健診及び相談 訪	各種健診や相談事業において、支援が必要な方に対し、面接	健康推進課
		対し、保健師等による相談体制	問指導	指導や訪問指導を行います。また、専門的な相談にも対応し	
		の充実を図ります。		ます。	
			子育て相談事業	子ども家庭課内に、家庭児童相談員を配置し、週3日相談業	子ども家庭課
				務を行い、必要に応じケース会議を開催。子育て支援センタ	
				ーでも相談事業を実施します。	
3	介護相談の充実	介護の不安や悩みごとの相談体	地域包括支援センタ	船迫地区の相談拠点を残したまま、新たに船岡地区に地域包	福祉課
		制の充実を図ります。	一事業	括支援センターを移設し、既存の槻木地区の3拠点にて相談	
				体制の充実を図ります。	
			各種健診及び相談	健診や相談事業で要支援の方がいた場合、関係各課に情報提	健康推進課
				供を行います。	
4	虐待に対する支援体制	関係機関(警察署・保健福祉事	関係機関との連携強	通常の相談業務の中で得た情報を必要な各関係機関と連携	福祉課
	の充実	務所等) との連携強化を図ると	化	しながら、早期発見、早期対応に努めます。	
		ともに、民生委員等の活動を通	各種健診及び相談	健診や相談事業で要支援の方がいた場合、関係各課に情報提	健康推進課
		じて支援を必要とする世帯を把		供を行います。	
		握し、必要な情報提供及び早期	要保護児童対策地域	個別ケース検討会議、実務者会議、代表者会議を適宜開催	子ども家庭課
		発見、早期対応を図ります。	協議会の設置	し、支援体制の強化に努めます。	

目標Ⅳ 防災復興分野での男女共同参画の推進

施策の方向1 防災分野における女性の参画の拡大

施策の大綱(1)防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	防災計画作成等におけ	防災計画作成等にあたり、積極	防災会議に女性委員	平成27年度の地域防災計画見直しにおいて、防災会議等に	総務課
	る女性の参画促進	的に女性の声を反映できる仕組	の意見の反映	婦人防火クラブ・地域婦人会等代表者6名の委員から、女性	
		みを検討します。		の意見を反映させます。	

施策の大綱(2)災害弱者の視点に立った防災マニュアル・防災体制づくり

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	災害弱者の視点に立っ	災害時における多様なニーズ	災害弱者支援の充実	平成27年度の地域防災計画見直しにおいて、災害弱者支援	総務課
	た防災マニュアルの見 直し及び防災体制づく	に対応できるよう、災害弱者		のために、防災マニュアル・防災体制づくりに努めます。	
	直し及い防火体制・フへ	の視点を取り入れた防災マニ			
		ュアル・防災体制づくりに努			
		めます。			

施策の大綱(3)地域における防災意識の向上、自主防災組織及び女性リーダーの育成

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	女性の積極的な参加を	緊急時の対処法、復興時の体制	防災訓練·防災研修会	婦人防火クラブ、婦人会の総会等において、防災訓練の意	総務課
	促す学習機会の拡充	等に関する知識の普及・学習機	の開催	義・実施方法等の話し合いをもち、訓練に積極的に参加して	
		会の拡充を図ります。その際、		もらい、防災女性リーダーの育成を図っていきます。	
		女性の参加を促進し、災害時・			
		復興活動における女性リーダー			
		の育成に努めます。			
2	自主防災組織の育成	自主防災組織の育成に努めると	防災研修会の開催	防災出前講座等を開催し、自主防災組織の育成と併せて自主	総務課
		ともに、自主防災組織への女性		防災組織への女性の参加の促進に努めます。	
		の参画を促進します。			

施策の方向2 復興・復旧分野における女性参画の拡大

施策の大綱(1)女性の意見を反映した復興計画の作成

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	災害復興についての女	災害復興についての女性の意見	女性の自主防災組織	自主防災会の研修会や防災訓練において、女性の参加を依頼	総務課
	性の意見の集約と、計画 への反映	を集約し、復興計画に反映する	への参加の促進	しました。また、婦人防火クラブの役員会、理事会において	
		しくみづくりを推進します。		も、自主防災組織への積極的な参加を促進します。	

施策の方向3 国際的な防災協力における男女共同参画

施策の大綱(1)国際的な防災協力における女性の参画推進

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	国際的な防災協力につ	海外における防災活動に女性の	災害時の国際基準を	避難所の運営など、災害時の国際基準であるスフィア・プロ	まちづくり政
	いての情報提供	参画を推進するため、様々な手	用いたワークショッ	ジェクトの考え方を用いたワークショップを、柴田町で実施	策課
		段による情報提供を行います。	プの導入	するためのファシリテーター養成に取り組みます。	

目標 V あらゆる分野での男女共同参画の促進

施策の方向1 男女平等の意識づくり

施策の大綱(1)職場・学校・地域・家庭等における社会制度や慣行の見直し

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	男女共同参画の情報提	広報や町ホームページを利用	広報誌やホームペー	広報誌やホームーページなどを活用して、男女共同参画につ	まちづくり政
	供	し、男女共同参画に関する情報	ジ等を活用した情報	いて、特に男女共同参画週間や女性の暴力をなくす運動など	策課
		を提供し、意識啓発に取り組み	提供	のキャンペーン情報を周知し、意識啓発に努めます。	
		ます。			
2	男女共同参画の視点に	町が発行する広報誌やホーム	男女共同参画の視点	広報誌やホームページにて情報提供する際は、固定的な性別	全課
	立った表現の推進	ページなどにおいて、男女共	に立った表現の推進	イメージにならないよう職員への周知に努めます。	
		同参画の視点に立った表現に			
		留意し、情報提供に努めます。			
3	講演会等の開催	町民一人ひとりの意識改革と行	男女共同参画推進講	男女共同参画の推進のため、男女共同参画の視点を盛り込ん	まちづくり政

	動を促すため、講演会等を開催	座の開催	だ講座を開催し、意識啓発を図ります。町民が参加しやすい	策課
	します。		よう、特に子育て世代が参加しやすいよう託児に配慮しま	
			す。	

施策の大綱(2)男女平等についての教育・保育の推進と学習の充実

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	男女平等教育・保育の推進	男女平等の視点にたった生活指 導・進路指導及び保育の充実に 努めます。 また、性別にかかわらず職業観	職場体験学習	3 中学校において、性差によらない職業観醸成のため職場体験学習を実施します。	教育総務課
		を養えるよう職場体験学習を実施します。	男女平等保育の推進	子どもが性別にとらわれず、それぞれの個性や可能性を発揮 できるような保育の実施に努める。	子ども家庭課
2	学校における人権尊重 の視点からの性教育の 推進		自他の生命尊重教育の推進	低学年から発達段階に応じて生命の連続性や誕生について 学習し、自他の生命尊重の意識を育てます。	教育総務課

施策の方向2 あらゆる分野での女性の参画促進

施策の大綱(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	審議会等の女性参画の	審議会などにおける委員の女性	審議会などへの女性	女性登用率の目標値(30%)を周知、意識啓発するとともに、	全課
	促進	の登用率の向上に努めます。	登用の推進	改選時などにおける女性登用率の向上に努めます。	
2	町職員の女性登用の推	能力や適性に応じた女性の管理	女性職員の積極的登	能力や適性に応じた女性の管理職等への登用に努めます。	総務課
	進	職等への登用に努めます。	用		
3	町職員の研修の実施	職員の研修会において、男女共	職員研修の検討	人事評価研修において、女性ならではの目標設定やイメージ	総務課
		同参画社会の視点を盛り込んだ		の持ち方、男女共同参画社会の視点を盛り込んだ評価者研修	
		研修の実施に努めます。		の内容を検討します。	

	ポータルサイトを活	ポータルサイトを活用し、職員向けに男女共同参画の視点に	まちづくり政
	用した意識啓発	ついて情報提供するなど意識啓発に努めます。	策課

施策の大綱(2)職場・学校・地域・家庭その他の分野における意思決定過程への女性の参画促進

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	地域や企業等における	地域や企業等の意思決定過程に	女性リーダー育成に	女性リーダーになりたいというような意識啓発を目的に、職	まちづくり政
	女性参画の促進	おける女性の参画について、意	関する研修等の情報	場で活躍する女性による講演会を開催します。	策課
		識啓発に努めます。	提供		
2	女性団体人材情報の整	地域でさまざまな活躍を展開し	女性団体などの情報	婦人防火クラブや婦人会などの団体を把握し、町が実施する	まちづくり政
	備、育成	ている女性の人材情報を収集・	整備	男女共同参画推進事業や、その他関係団体が実施する有意義	策課
		提供するとともに、育成に努め		な研修情報を直接提供するよう努めます。	
		ます。	学習団体・人材バンク	様々な知識や技能をもつ地域の名人や達人、団体の情報を収	生涯学習課
				集し、学習団体・人材バンクへの登録を行い、講習会等への	
				情報提供を行う。	
			女性団体の活動支援	各種婦人団体連絡協議会及び地域婦人会の活動支援及び、研	
			及び育成	修会等を開催し、人材育成を図る。	

(3) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

No.	個別施策	個別施策の内容	事業名	事業内容	所管課
1	情報の収集と提供	国際的な視野を持つことができ	国際的な男女共同参	国や県、その他関係機関が実施する国際活動の情報収集に努	まちづくり政
		るよう情報の収集や提供に努め	画事例等の情報収集	め、その情報はホームページ等を活用し広く提供します。	策課
		ます。	と提供		